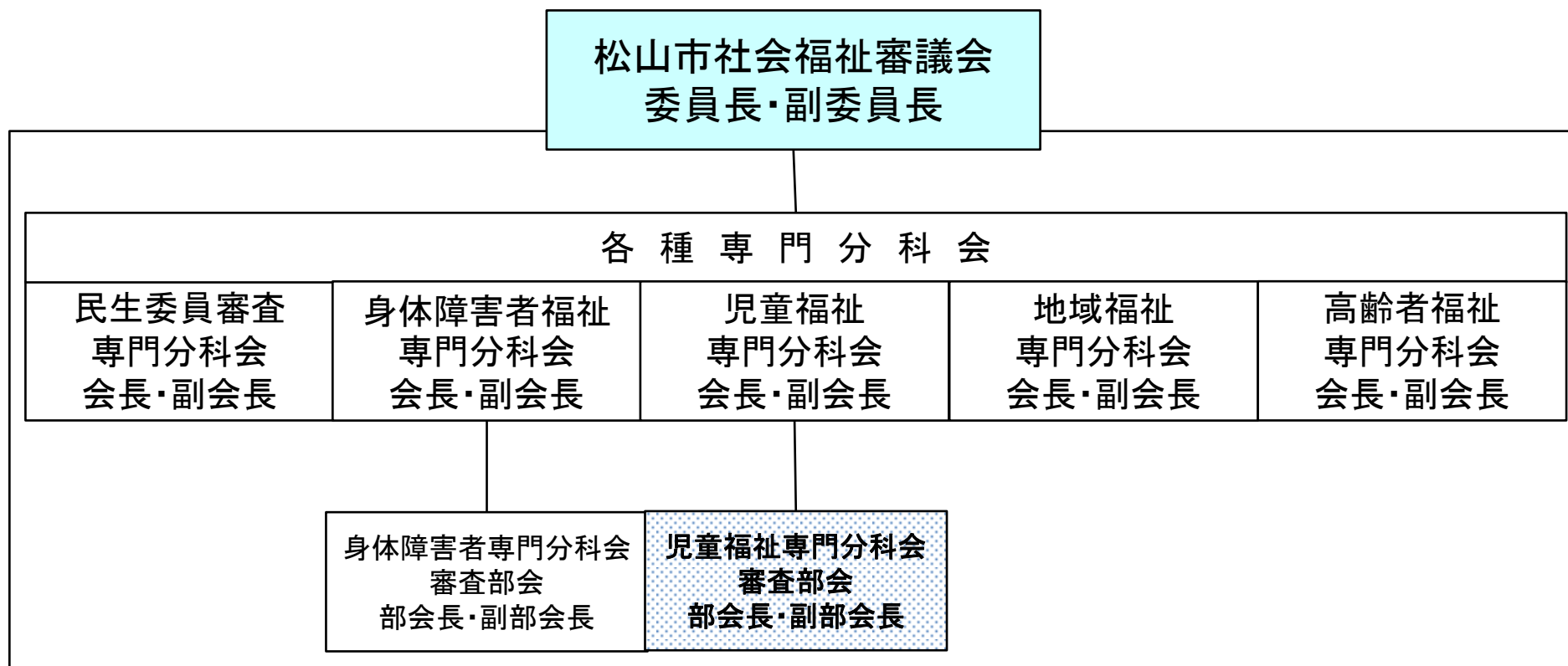


松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会審査部会について

平成27年2月2日

◇審査部会の設置について

「子ども・子育て支援新制度」では、質の高い幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の総合的な提供や教育・保育の質的改善、保育の量的拡大等を目指し、新制度への多様な主体の参入も促進することが予想されることから、それらの認可等にあたり専門性の高い審議とするため、松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の下に平成26年10月に「審査部会」を設置。
(平成26年度第1回松山市子ども・子育て会議及び松山市社会福祉福祉審議会にて設置の承認済)



◇審議内容について(幼児教育及び乳幼児期の保育に関する内容部分)

- (1)「幼保連携型認定こども園」の設置認可等に関する事項(就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項)
- (2) 保育所の設置認可等に関する事項(児童福祉法第35条第6項)
- (3) 家庭的保育事業等の「地域型保育事業」の認可等に関する事項(児童福祉法第34条の15第4項)

◇今年度の審議予定案件について(平成27年4月認可予定案件:平成26年12月末時点)

(1)「幼保連携型認定こども園」の設置認可に関する事項

・合計3件:保育所からの移行1園、幼稚園からの移行2園

(2) 保育所の設置認可等に関する事項

・合計1件:地域保育所からの移行1園

(3) 家庭的保育事業等の「地域型保育事業」の認可に関する事項

・合計8件:地域保育所からの移行4施設、家庭的保育事業からの移行1施設、新規3施設
～内訳～

①小規模保育事業A型 4施設 ②小規模保育事業B型 3施設 ③事業所内保育事業 1施設

※案件数については、実際に認可申請を行った施設等数

(意向調査【参考資料1】と異なり、申請を行わなかった施設等もあり)

松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会について

◇審査部会委員について

社会福祉審議会の専門分科会に位置付けられていることから、社会福祉審議会から3名と、新たに幼児教育の分野である「幼保連携型認定こども園」の認可と多様な主体(株式会社やNPO法人等)の参入が比較的多く見込まれる「地域型保育事業」の認可に際し、専門的な知識(教育分野及び財務分野)を有する2名を臨時委員として追加し、合計5名で構成。

氏名	性別	区分	所属団体及び役職等
恒吉 和徳	男	学識経験者	聖カタリナ大学人間健康福祉学部・教授 松山市子ども・子育て会議副会長兼 松山市子ども・子育て会議地域子育て部会 部会長
畔地 利枝	女	学識経験者	聖カタリナ大学人間健康福祉学部・教授
児嶋 雅典	男	学識経験者	松山東雲短期大学保育科長・教授
青井 倫子	女	学識経験者	愛媛大学教育学部・教授(幼児教育)【臨時委員】
谷村 利之	男	学識経験者	あずさ監査法人・公認会計士 【臨時委員】

◇審査スケジュールについて

平成27年2月16日(予定): 保育所及び地域型保育事業の認可に関する案件

平成27年2月27日(予定): 幼保連携型認定こども園の認可に関する案件

松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会について

～参考～

児童福祉専門分科会審査部会の調査審議事項(松山市社会福祉審議会条例施行規則別表第4より)

区分	調査審議事項	根拠法令
家庭的保育事業等の認可に関する事項	家庭的保育事業等を市長が認可する場合の意見	児童福祉法第34条の15第4項
保育所の設置認可等に関する事項	保育所の設置を市長が認可する場合の意見	児童福祉法第35条第6項
	設備又は運営が最低基準に達せず、かつ、有害と認められる保育所の設置者への事業停止命令を行う場合の意見	児童福祉法第46条第4項
	保育所に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見	松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第1項
幼保連携型認定こども園の設置認可に関する事項	幼保連携型認定こども園の設置を市長が認可する場合の意見	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項